

「審議の効率化」等の取組状況

1 「審議の効率化」関係

(1) 困難事案の類型化

<困難事案>

- ア 複数年度にまたがる複数の処分について、審査請求がされている事案
- イ 関係者が複数あり、相互の関係性が基礎となっている事案
- ウ 事実経過を把握するために重要な事実が複数存在し、前後関係を把握する必要がある事案
- エ 当審査会に初めて諮問された法令（制度）に基づく審査請求で、制度の説明等が必要な事案
- オ その他諮問事件を担当する部会の部会長が困難事案と認めるもの

⇒【取組状況】

長年にわたり経緯が複雑な案件、相関関係が複雑な案件などについて、円滑な審議に資するため、部会長が審査庁に「補足資料」の作成・提出を求めたり、事務局が作成した「補助資料」を提出

(2) 審査庁説明の実質化

⇒【取組状況】

レジュメの例を示し、①事件概要、②争点、③判断について、簡潔にポイントを絞って説明するよう審査庁に依頼

(3) 時系列表の作成

⇒【取組状況】

生活保護案件について、審理における事実関係を整理するため、審査庁が付した付箋について事務局で時系列表を作成し、参考資料として添付

2 「事務の効率化」関係

(1) 口頭意見陳述の **Web** 開催

・令和 6 年度は 9 回開催し、いずれも問題なく完了

(2) 合議体への指名通知の省略（事前に係属事案を決定）

(3) 報酬支払明細書は希望された委員のみ送付

(4) 主張書面等の提出があった場合、従前はその都度部会委員に送付していたが、
まとめて部会資料として送付

(5) 諮問資料の編綴順の統一